

「平成の政治改革」と公明党・創価学会（8）

平野 貞夫
元参議院議員

被害者救済新法の骨抜きに創価学会の影

昨2022（令和4）年12月10日、旧統一教会問題を受けた「被害者救済新法」が成立した。この法律の正式名称は「法人等による寄付の不当な勧誘の防止等に関する法律」である。この法律のもつとも重要な問題は、マインドコントロールによる寄付を禁止する規定を入れるかどうかにあつた。与野党激論のうえでこれを排除し、「十分な配慮義務」という法律用語として意味不明な規定にして成立した。

これは、野党第一党の立憲民主党が強く要求していった「禁止規定」を、自・公・与・党との話し合いの結果、緩めて妥協したものである。そのためこのマインドコントロールによる寄付については、強制的禁止でない事実上「骨を抜いたザル法」となった。国民の批判に

立憲民主党は「一步前進」と開き直っている。ところが日が経つにつれ、この結論は、自民と立憲民主の両執行部が最初からこの程度と腹合わせをした結論であった。との見方が出てきて、立憲の存立に觸わるという問題が起こっている。

その原因に公明党の母体である「創価学会」が宗教団体として実施している、信者からの「財務」という寄付行為にあるのだ。

現・元学員の内部告発によれば、「学会の財務にはノルマはありませんが、……多額の財務で功德が得られます」と思つて、実際に高額財務する人は少数ながらいます」（正木伸城氏）とか。「財務の額はおおむね収入の1割が日安といわれていますが……。うちの両親も総額で数千万円の寄付をしていると思いますよ」（長井秀和氏）ということのようだ。

これが事実とすれば、今回の「被害者救済新法」で、マインドコントロールによる寄付を禁止することになると、大きな影響を受けることになる。

創価学会が「マインドコントロール下で寄付を勧説していない」と、自信があるならば、公明党は政権与党として統一教会の被害者救済のため「禁止規定」に賛同すべきではなかつたか。

公明党は「憲法の信教の自由に反する」として強く反対したが、憲法の「信教の自由」は、宗教法人のマインドコントロールによる寄付を容認するものではない。このような骨抜き法の立法過程で何が起こっていたのか、根本的究明が必要である。

「統一教会の解体」緊急集会にて

12月7日、自民・公明・立憲・維新・国民の5党は、政府提出の被害者救済新法案について、法人が寄付の勧説を行う場合の「配慮義務規定」に、立憲の要請で「十分に」を入れ修正することで合意。翌8日、衆院消費者特別委員会で修正議決。共産党から提出されていた「マインドコントロール（洗脳）下の寄付禁止」の修正案を否決。同日の本会議で5党修正どおり

議決し、参院に送付。翌9日午前、参院本会議で趣旨説明と質疑、午後から消費者特別委員会での審議が行われた。

その9日の午後4時から衆院第1議員会館大会議室で、「安倍元首相の国葬を許さない会」主催で、「国葬裁判勝利と統一教会の解体」緊急大集会が開かれた。特別講演を精神病理学者の野田正彰元関西学院大学教授が行つた。

「統一教会の危険な洗脳の実態を暴く」というテーマで、きわめて貴重な内容であつた。各界から5名の発言者が意見を述べたが、私も発言の機会があつたので要点を挙げておく。

①今朝の朝日新聞に元参院議員で「木枯し紋次郎」と中村敦夫さんが、次のようなコメントをしていた。

「いまさら『配慮義務』を求めてどうするのか。十分に」と加えてなんの効果もない。教団が引き起こした問題の深刻さを政治家が正面から向き合つていなければ、やつてはいる風を示すため岸田政権は、その場しのぎの法案を出し、野党も反対すれば無責任と言われるのを恐れて妥協した」と。その通りで、明日成立する救済法についての私の意見はこの通りだ。

②おそらく救済法の成立で、もつとも喜んでいるのは創価学会でしょう。問題のある財務の天井と床ができ、保障されたようなものだ。民事訴訟になれば、「司法は被害者を大事にするようになっている」と、岸田首相は法律の運用で司法にまかせた答弁をしていふ。とんでもないこと。創価学会員の裁判官が大勢いることを知らないらしい。

③統一教会の被害者の救済、今後の被害再発防止を確実にするためには、統一教会の本質を究明する必要がある。国會議員個人個人との関係だけでなく、自民党という組織との関係を究明していない。岸田首相も茂木幹事長も否定しているが、そんなことはありえない。先ほどの野田先生の講演で「自民党は組織として統一教会の信者たつた」と述べた。精神病理学者としての卓見だ。私が強い関心を持つところは、そこだ。

④救済法の内容への批判も大事だが、この骨抜き法の立法過程を動かした政治的悪靈が、どんな悪事、国民や国家に被害を与えたうとしたかを、「立法深層心理学」で究明しなければならない。私はこの法案が成立する日の12月10日を、「第二の天皇機関説事件」の日だと断言したい。

に、より重点を置かないといけないという事情があり、敵基地攻撃についての関心は薄かつた」との声があつたと、朝日新聞は報道している。この問題は「関心が薄かつた」で済ませる問題ではない。

「憲法の心」を破壊する事件で知られているのは、明治憲法下では1935（昭和10）に起つた「天皇機関説事件」である。明治憲法の天皇主権を、民主的に解釈運用することを定着させた「立憲政治の心」であった。これを「教育勅語」による神格化で、カルト・ファシズムと化した軍部や政治家、官僚、マスコミたちが破壊した。そして太平洋戦争となる。敗戦の歴史を繰り返すことは必定。公明党が創価学会の「マインドコントロール下の寄付禁止」を新法に入れないと、自民党の「敵基地攻撃能力」政策という憲法の破壊を行つたのである。

さらなる問題は、野党第一党の立憲民主党にある。自民党と公明党の統一教会対策にかこつけた救済法成立の裏取引を知りながら、賛成するに至つたことだ。断固反対して、公明党・創価学会の憲法9条破壊に対抗すべきであった。それができなかつたのは、立憲の中にも、敵基地攻撃能力保有や軍事予算の倍増に理解

②おそらく救済法の成立で、もつとも喜んでいるのは創価学会でしょう。問題のある財務の天井と床がで

き、保障されたようなものだ。民事訴訟になれば、「司法は被害者を大事にするようになっている」と、岸田首相は法律の運用で司法にまかせた答弁をしていふ。とんでもないこと。創価学会員の裁判官が大勢いることを知らないらしい。

③統一教会の被害者の救済、今後の被害再発防止を確実にするためには、統一教会の本質を究明する必要がある。国會議員個人個人との関係だけでなく、自民党という組織との関係を究明していない。岸田首相も茂木幹事長も否定しているが、そんなことはありえない。

④救済法の内容への批判も大事だが、この骨抜き法の立法過程を動かした政治的悪靈が、どんな悪事、国民や国家に被害を与えたうとしたかを、「立法深層心理学」で究明しなければならない。私はこの法案が成立する日の12月10日を、「第二の天皇機関説事件」の日だと断言したい。

憲法9条を破壊した自公の救済法取り

日本国憲法の魂といえば「第9条」である。その第9条の心は「専守防衛」である。岸田首相は著しい支持率の劣化に対応するため、野党が要求する被害者救済新法の制定を臨時国会で行うことに応じた。与野党の協議が進む中で、難航したのはマイクロコントローラーの寄付を禁止するかどうかであった。この問題の対立軸は与野党ではなく、創価学会を母体とする公明党にとって絶対に容認できないことだった。

この時期、岸田内閣が最大重要政策としたのは、年内に改定する「国家安全保障戦略（NSS）」であった。ここには「敵基地攻撃能力の保有」という、憲法9条の心である「専守防衛」を真っ向から破壊する戦争国家への変質への政策があつた。12月2日、自民・公明両党は「敵基地攻撃能力保有」等を合意した。これまで「平和の党」と詐称してきたが、その欺瞞性の正体を現した。

公明党や創価学会内から「国際法違反の先制攻撃」にもなりかねないとの声もあつたようだ。関係者から「公明党としては支持母体に関係する被害者救済新法

を持つ議員があるからだ。「天皇機関説事件」の1935年に生まれた私には、戦争の足音が聴こえる。

統一教会の最大の被害者は日本国民

12月21日にネットTV（テモクラシータイムス）の「3ジジ放談」は、元朝日新聞記者の早野透氏の逝去を受けて、前川喜平元文部科学省事務次官が出演してくれた。統一教会問題でも国民の立場で事件の究明を論じてくれた人物である。話題は違憲の国葬問題や統一教会問題で国民の期待を裏切り、敵基地攻撃能力や軍事予算倍増の憲法破壊政策を続ける岸田政権への批判だつた。宏池会という保守本流派の継承者を自称する岸田首相に対し、私が「宏池会の精神や政治手法を理解していない」と批判。前川氏は「宏池会は消滅した」と断言した。1957（昭和32）年に宏池会を結成した池田勇人を指導した林謙治、益谷秀次、そして池田の盟友として宏池会の理念と基本政策を立案した前尾繁三郎（3人も衆院議長経験者）に、強く薰陶を受けた私には寂しい言葉だつた。岸田首相は統一教会が狙つた日本亡國の道を選んだ。統一教会の行状で最大の被害者は国民である。